

平成29年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（秋季）

法理学

問1 次の二つの見解について、その対立点を踏まえ、論じなさい。

A. 「秩序だった諸国の民衆には、重荷に苦しむ社会を援助する義務がある。しかし、だからといって、こうした援助義務を実行に移す唯一の——ないしは最善の——方法が、複数の社会間の経済的・社会的不平等を規制するための、分配的正義の何らかの原理にしたがうことであるというわけではない。というのも、こうした分配的正義の原理のほとんどは、援助終了の目安となる明確な達成目標、目的、終止点を有していないからである。」

B. 「彼 [A の著者] が要求しているのはせいぜい、『正義に適うないしまともな政治経済体制を持ってないほど不都合な条件の下で』暮さなければならぬような人々が存在しないことにとどまる。そして、この要求でさえ、それが制約するのはグローバル経済制度ではなく、諸外国の人民の行為だけなのである。強い遠心的傾向と増大している国家間不平等を生み出すグローバル経済秩序を課すことは、この秩序によって貧困化させられている諸社会を何らかの基本的な水準より上に維持する程度の『援助』を我々がしておきさえすれば、許されてしまうのである。」

問2 国際法は、「一つの世界共和国という積極的理念」にではなく、「自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」とするカントの永遠平和論について論じなさい。